

新歓レギュレーション2026年度版(Ver.1.0.0)新旧対応表		
新歓レギュレーション2026年度改定案 (Ver.2026.0.X.X)	新歓レギュレーション2026年度版 (Ver.1.0.0)	変更内容の要約
3. 新歓活動の規制	3. 新歓活動の規制	
「新歓特例許可団体(..)を除く団体又は個人に対し、横浜市立大学の規定により新歓活動において以下の行為を行うことが禁止されています。」	「以下に該当する団体又は個人は、横浜市立大学の規定により次に掲げる行為を行うことが禁止されています。1. 新歓特例許可団体(...)ではない団体又は個人 2. 第4号新歓特例許可団体(...)」	第4号新歓特例許可団体が横浜市立大学の規定で禁止されている事項について明確に記載
4. 新歓特例許可団体について	4. 新歓特例許可団体について	
「本会執行部新歓事業部が指定した個別の特定団体をいいます。」	「本会執行部新歓事業部が指定した団体をいいます。」	「個別の特定」という重複表現を整理。
(新設)	「認定後であっても、必要に応じ第4号新歓特例許可団体の許認可を取り消すことができます」	第4号新歓特例許可団体申請要項の規定について明文化。
6. 迷惑行為	6. 迷惑行為	
「1. 飲食物を許可なく配布及び販売する行為(..)2. 飲食物を包装されていない状態で配布及び販売する行為」	「1. 飲食物を包装されていない状態で配布及び販売する行為」	飲食物の許可のない配布を禁止する規定を廃止
11. ピラ・配布物類について	11. ピラ・配布物類について	
(新設)	「配布の許可を得た配布物であっても、必要に応じ配布の許可を取り消すことができます」	配布物申請要項の規定について明文化
14. 違反行為に対する措置	14. 違反行為に対する措置	
「当該行為を直ちに実力で制止することができます。」	「当該行為を直ちに制止することができます。」	パブリックコメントに提出のあった意見を基に修正
(新設)	「所管する新歓活動に関連した企画における違反行為においては、1、2、3及び4の必要な措置を講じることができます。」	新歓イベント「萌葱2026」における新歓レギュレーションの適用について明文化